

千葉市公共施設再配置推進指針

第 1 期（案）

平成 2 9 年 月



目次

第1章 総論.....	- 1 -
1 策定の趣旨	- 1 -
2 位置づけ等	- 2 -
(1) 計画体系	- 2 -
(2) 対象期間	- 3 -
(3) 対象施設	- 3 -
3 再配置の考え方	- 4 -
(1) 再配置検討の対象とする施設の考え方.....	- 4 -
(2) 再配置を実施するタイミング.....	- 5 -
第2章 再配置の検討方法.....	- 6 -
1 基本的な考え方.....	- 6 -
2 再配置の手法.....	- 7 -
(1) 集約化	- 7 -
(2) 複合化	- 8 -
(3) 民間施設の利用.....	- 8 -
(4) 類似機能の統合.....	- 9 -
(5) 実施主体や管理運営主体の変更.....	- 9 -
(6) サービス提供方法の変更.....	- 9 -
3 再配置のステップ及び検討方法.....	- 10 -
(1) 再配置に伴う効果等の把握	- 10 -
(2) 再配置先の検討.....	- 10 -
(3) 利用者への意見聴取	- 13 -
第3章 今後の検討にあたって.....	- 14 -
巻末資料.....	- 15 -

第1章 総論

1 策定の趣旨

- 本市は、高度経済成長期の人口急増への対応や、政令指定都市への移行に伴う市民に身近な行政や魅力ある区づくりを推進する過程で、小中学校や市営住宅、保育所やコミュニティセンターをはじめとする公共施設を継続的・積極的に整備してきました。
- しかしながら、その大半は既に老朽化が進んでおり、今後30年間で集中的に更新時期を迎えます。また、その更新に必要なコストは、現状の財政状況で対応できるレベルを大幅に超える見通しであり、将来的な人口減少・少子高齢化の進展を踏まえると、市民サービスの提供に支障が生じることがほぼ確実な状況です。
- そこで、本市では、現在の公共施設のあり方を抜本的に見直し、人口減少、少子高齢化を踏まえた新たなまちづくりに適合した公共施設マネジメントを推進するため、公共施設の見直しの考え方や取り組みの方向性を定めた「千葉市公共施設見直し方針（平成26年7月）」を策定しました。
- 同方針では、見直しの基本方針（見直し3方針¹：施設利用の効率性向上、施設の再配置、施設総量の縮減）を定めるとともに、具体的な施設の再配置に向けた取り組みを進めることとしています。
- そのため、再配置実行に向けた検討プロセスなどを示す、「千葉市公共施設再配置推進指針 第1期」を策定しました。
- 今後、本指針に基づき、市が、第1期中に順次、対象施設単位で「再配置（素案）」を作成します。そして、市民・利用者の皆さんからご意見をいただきながら、具体的な施設の組み合わせや実施時期などを定める「再配置計画」を策定し、再配置の取り組みを進めてまいります。（なお、施設のあり方について、すでに検討中であるなど別途方針決定を行うものについては、本指針の対象外とします。）
- 市民と市（行政）が一体となった取り組みを推進し、施設総量の縮減と市民サービスの維持・向上の両立を図るとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりの実現を目指してまいりますので、市民・利用者の皆さんをはじめとする、関係各位のご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

¹ 施設利用の効率性向上…事業の見直しや類似する機能を有する施設の統合など、ソフト・ハード両面から、施設としての効率性の向上を図ります。

施設の再配置…集約型都市構造への転換を見据え、施設総量の縮減と市民サービスの維持・向上の両立を図るため、施設の再配置を行います。

施設総量の縮減…総人口の減少や厳しい財政見直しなどのもと、今後30年間を見据えた長期的な取り組みにより、公共施設の総量（総延床面積）を縮減します。

詳細については、公共施設見直し方針P16～19参照。

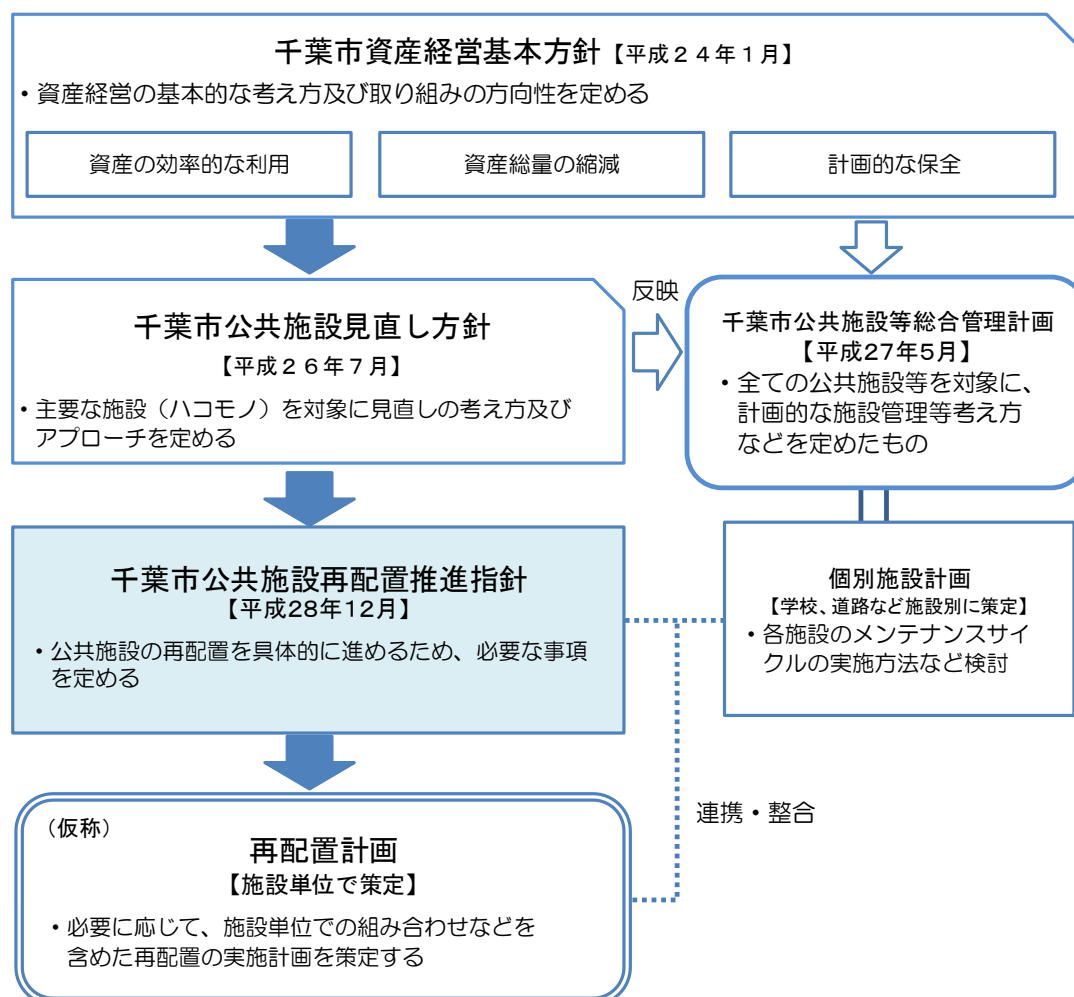
2 位置づけ等

ここでは、本指針の計画体系上の位置づけ、対象期間や対象施設について示します。

(1) 計画体系

- 本指針は、「千葉市公共施設見直し方針」に基づき、公共施設の再配置を計画的に行うための実施レベルの指針として策定し、具体的な再配置の実施にあたり必要な事項を定めます。
- 本指針に基づき、今後、「再配置（素案）」を施設単位で作成するとともに、市民・利用者の意見を踏まえた「再配置計画」を策定し、再配置を実施します。
- 本指針及び再配置計画は、「千葉市公共施設等総合管理計画」及び同計画に基づく個別施設計画と適切に連携・整合を図ります。

■図表1-1 計画体系（資産経営）における位置づけ



(2) 対象期間

- 公共施設見直し方針は、今後30年間の長期的な見直しの考え方等をまとめたものです。
- このうち、本指針では、再配置を具体的に推進する観点から、平成29年度～38年度までを「第1期」として、その10年間を対象期間と設定します。
- 社会経済情勢の変化に伴うニーズの変化や各施設の取り組み状況等を踏まえ、当該期間の中間年を目途に検証・見直しを行います。

(3) 対象施設

- 基本的に公共施設見直し方針で示した、建物を有する主要な施設²を対象とします。
⇒882施設（平成27年4月1日時点）
※詳細は、巻末資料参照
- ただし、対象施設のうち、施設のあり方などについて、別途方針決定を行うものについては、対象外とします。

²学校教育施設（小中学校など）、市営住宅、公園・スポーツレクリエーション施設（動物公園や体育館など）、環境・ごみ施設（清掃工場などを除く）、行政施設（庁舎など）、文化施設（コミュニティセンターや文化ホールなど）、社会教育施設（図書館や公民館など）、医療施設（病院など）、高齢・障害・社会福祉施設（いきいきプラザなど）、児童福祉・子育て支援施設（保育所など）、その他商工業施設（市場など）、農業林業施設（農政センターなど）など。

3 再配置の考え方

ここでは、再配置検討の対象とする施設や再配置を実施するタイミングに対する考え方を示します。

(1) 再配置検討の対象とする施設の考え方

- 施設の老朽化対応の観点から、
 - ・すでに耐用年限（法定耐用年数により設定※）を超過しているもの：34施設
 - ・今後10年間に、耐用年限を迎えるもの：77施設
 - ・実際の老朽化の状況に応じて、大規模改修が必要な施設を中心に検討します。

※詳細は、巻末資料参照

- 今後、対象となる施設の機能や利用状況、再配置検討ツールなどを踏まえ、対象施設ごとの「再配置（素案）」を作成します。

(2) 再配置を実施するタイミング

- 再配置の実施時期は、施設の法定耐用年限を迎えるタイミングを基本とします。
- ただし、複数の施設を組み合わせる場合などにおいては、その法定耐用年限を迎えるタイミングは必ずしも一致しないことから、必要に応じて、再配置先となる施設で大規模改修を行うタイミングと合わせた実施も検討します。

■図表 1-2 複数の施設を組み合わせる場合（例：A施設とC施設を複合化）

		第1期										
区分	施設名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
対象施設	A 施設			○	—延命化→							
周辺施設	B 施設				△							
	C 施設							△				
	D 施設										△	
	E 施設										△	

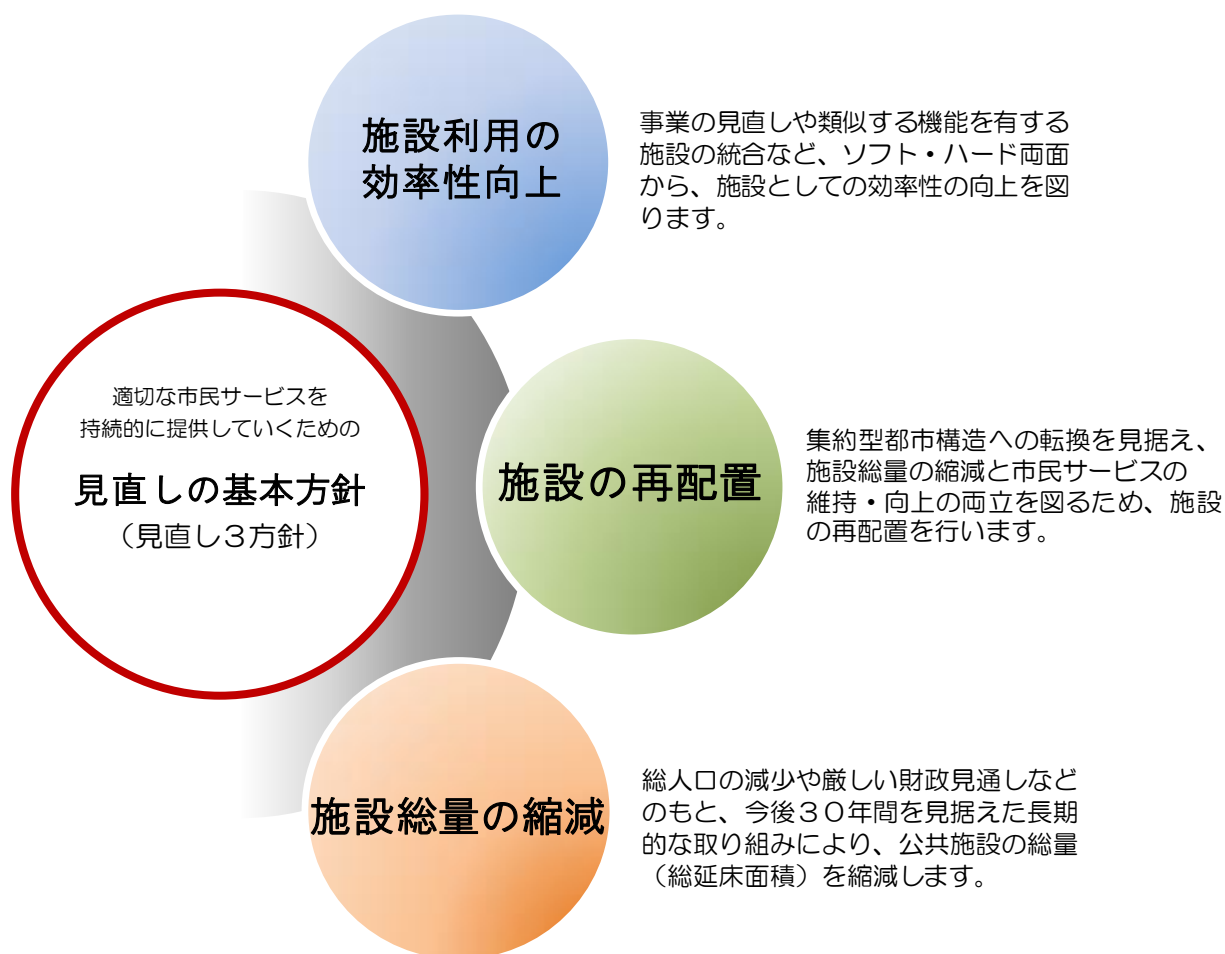
…耐用年限
 …大規模改修予定時期

第2章 再配置の検討方法

1 基本的な考え方

- 公共施設見直し方針で示した、見直し3方針【施設利用の効率性向上、施設の再配置、施設総量の縮減】に基づきます。

■図表2-1 公共施設見直し方針で示した、見直し3方針

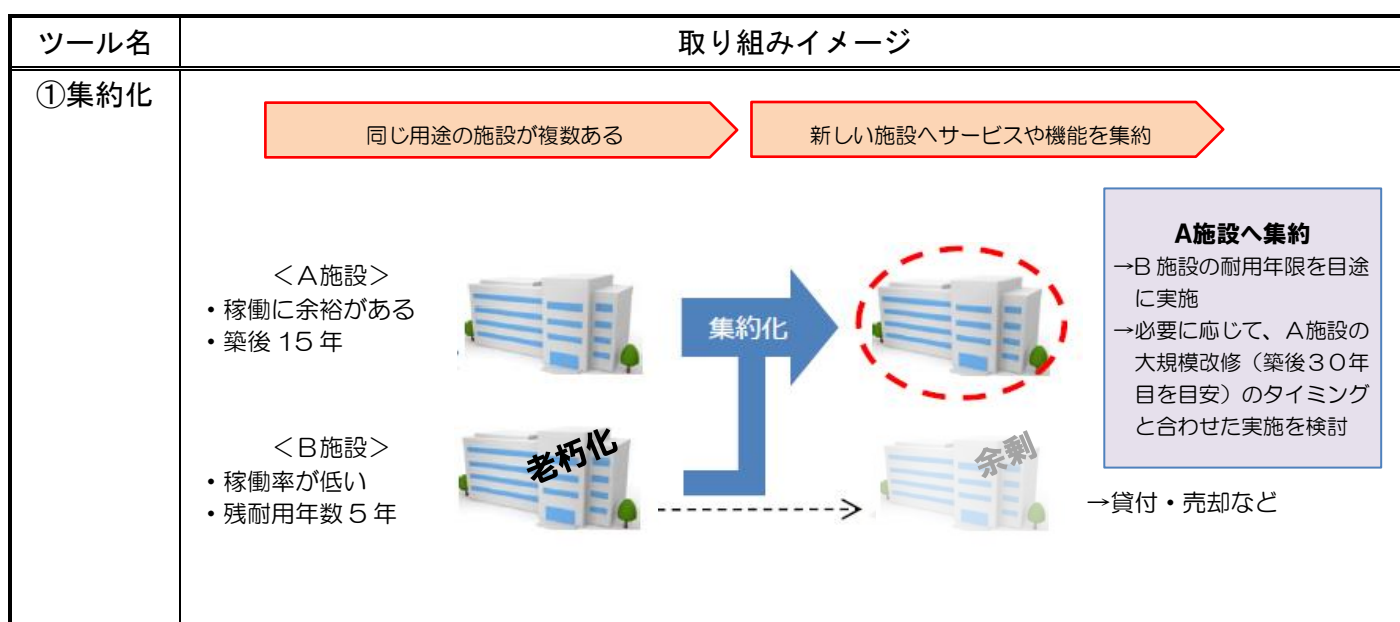


2 再配置の手法

再配置の手法については、公共施設見直し方針で示した再配置検討ツール【①集約化、②複合化、③民間施設の活用、④類似機能の統合、⑤実施主体や管理運営主体の変更、⑥サービス提供方法の変更】を用います。

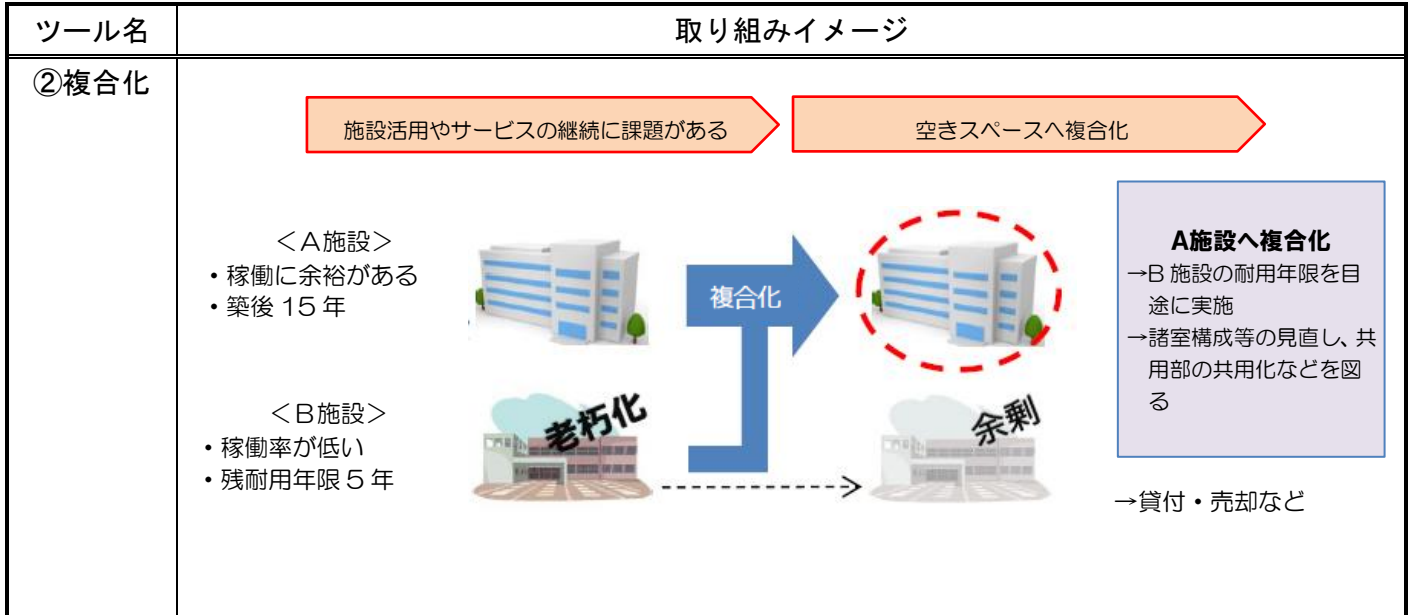
(1) 集約化

- 同じ用途の施設が複数ある場合、より少ない数や規模に集約します。
- 施設の選定にあたっては、施設の稼働率などの利用状況に配慮します。
- 余剰となった施設は、貸付や売却を検討します。



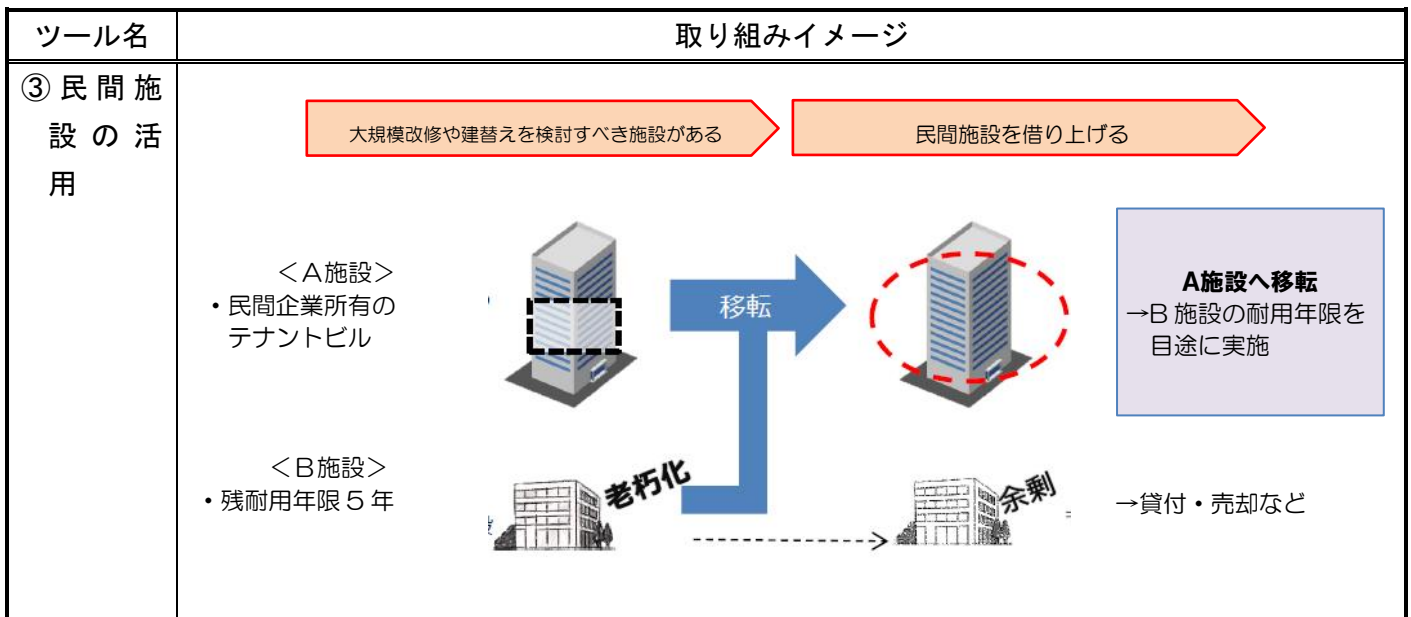
(2) 複合化

- 施設の稼働状況や将来の需要を踏まえ、余裕のあるスペースに、用途が異なる施設を複合化します。
- 複合化の検討にあたっては、諸室構成の見直し、共用部の共用化を図ります。
- 余剰となった施設は、貸付や売却を検討します。



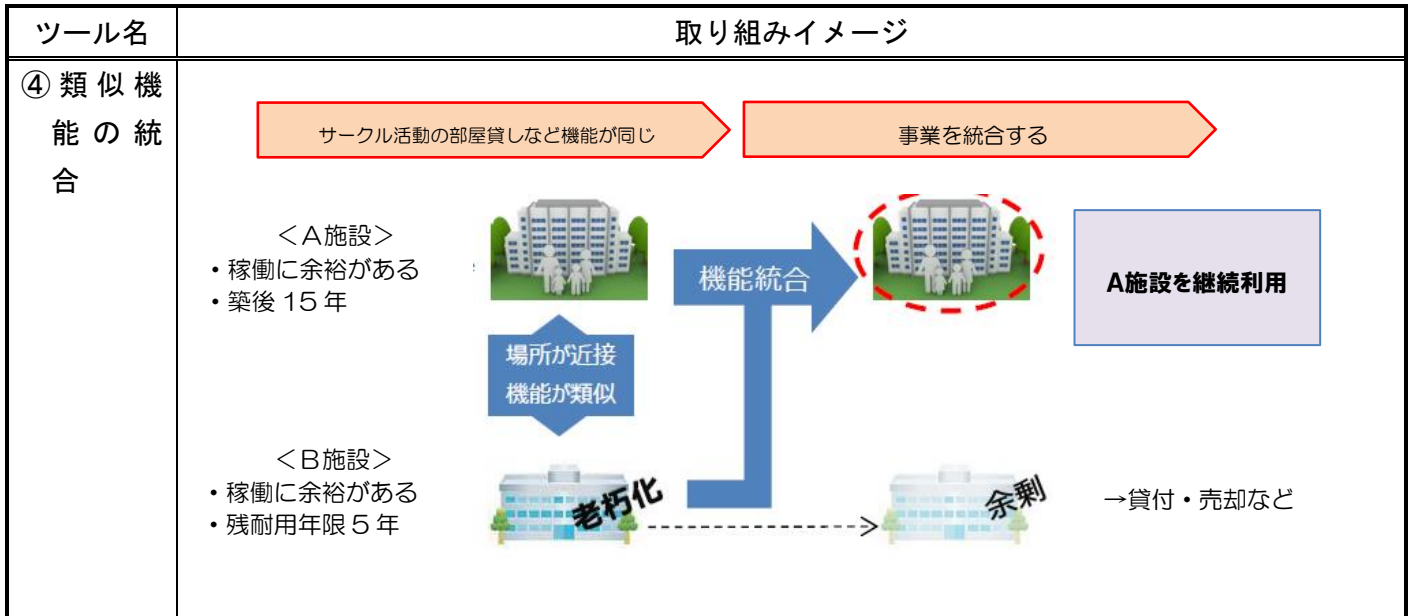
(3) 民間施設の利用

- 施設の規模や設備、運営形態などを踏まえ、周辺の民間施設を活用します。
- 余剰となった施設は、貸付や売却を検討します。



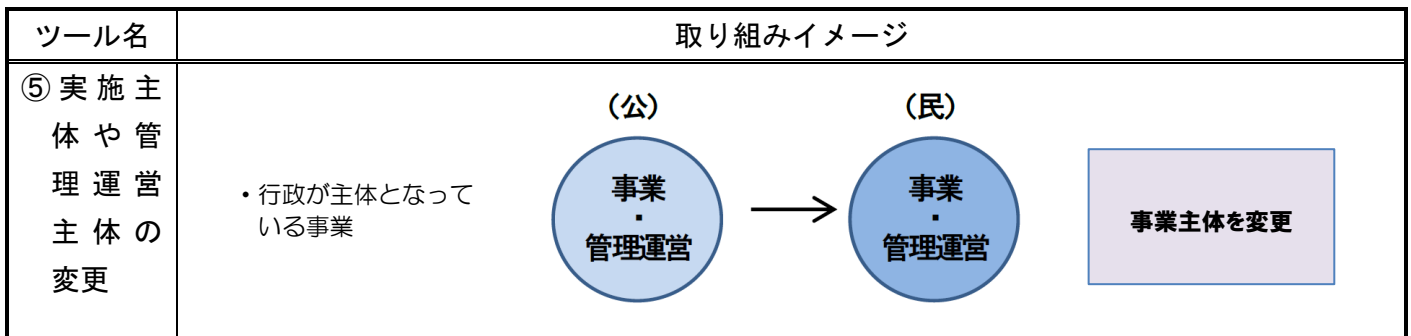
(4) 類似機能の統合

- ・施設の設置目的は異なるものの、実態が似通っている複数の施設の機能を統合します。
- ・余剰となった施設は、貸付や売却を検討します。



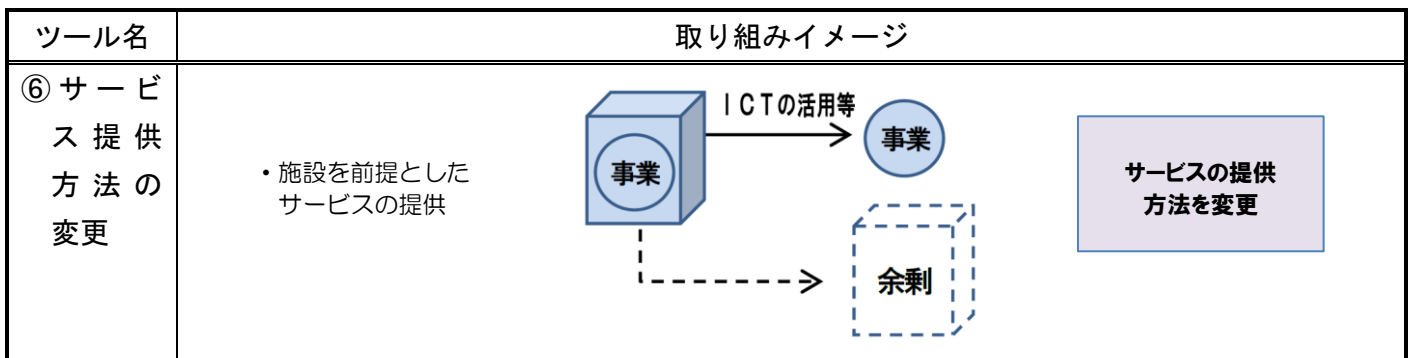
(5) 実施主体や管理運営主体の変更

- ・施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ変更します。



(6) サービス提供方法の変更

- ・事業そのものやサービスのあり方などを踏まえ、ICT³活用などにより、施設を前提としないサービス提供へ変更します。



³ Information and Communication Technology の略。「情報通信技術」のこと。

3 再配置のステップ及び検討方法

(1) 再配置に伴う効果等の把握

ア 施設利用への影響や効果の把握

施設の再配置は、現状の立地を変更することや用途が異なる既存施設への複合化を含むことから、想定される施設利用への影響や効果について把握し、再配置の検討に活用します。

・公共交通アクセスや接道条件、周辺環境などの地域特性を踏まえた、立地の変更による市民サービスへの影響

・複合化に伴う、施設内の用途のマッチングによる新たな利用者同士の交流など、副次的な効果

イ 効果額の算定

再配置に伴う施設整備・維持管理費用などについて、算出条件を設定し、その財政的な効果額を算定し、再配置の検討に活用します。

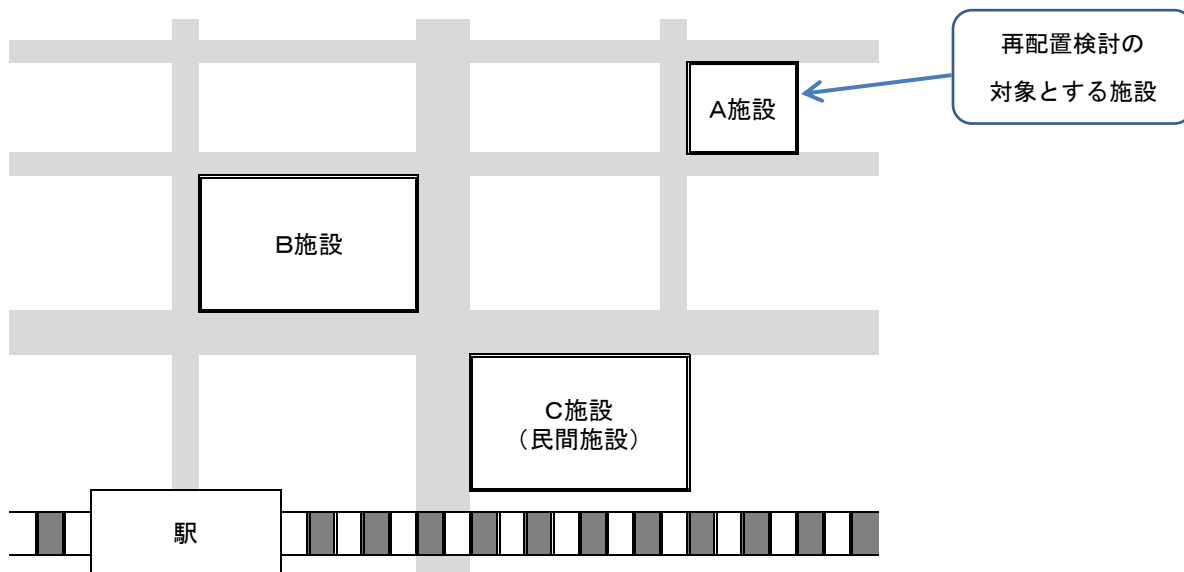
(2) 再配置先の検討

- ・再配置の検討にあたっては、対象施設を選定した後、その施設の利用状況、サービスの提供状況などを踏まえ、再配置の可能性を検討します。
- ・検討手順としては、まず、近隣に立地する施設への再配置の可能性を探るため、地域コミュニティが形成され、市民生活に密着した最小のサービス提供の対象エリアと思われる中学校区から検討をはじめます。
- ・対象施設が、生活機能拠点（主要鉄道駅の周辺エリア）、都心（千葉都心・幕張新都心・蘇我副都心の3都心）、行政区、全市などのサービス提供エリアを有している場合は、より広域的な視点から検討します。
- ・また、民間施設や県有施設の配置状況も踏まえ、再配置先を検討します。

■図表2-2 再配置先比較検討イメージ

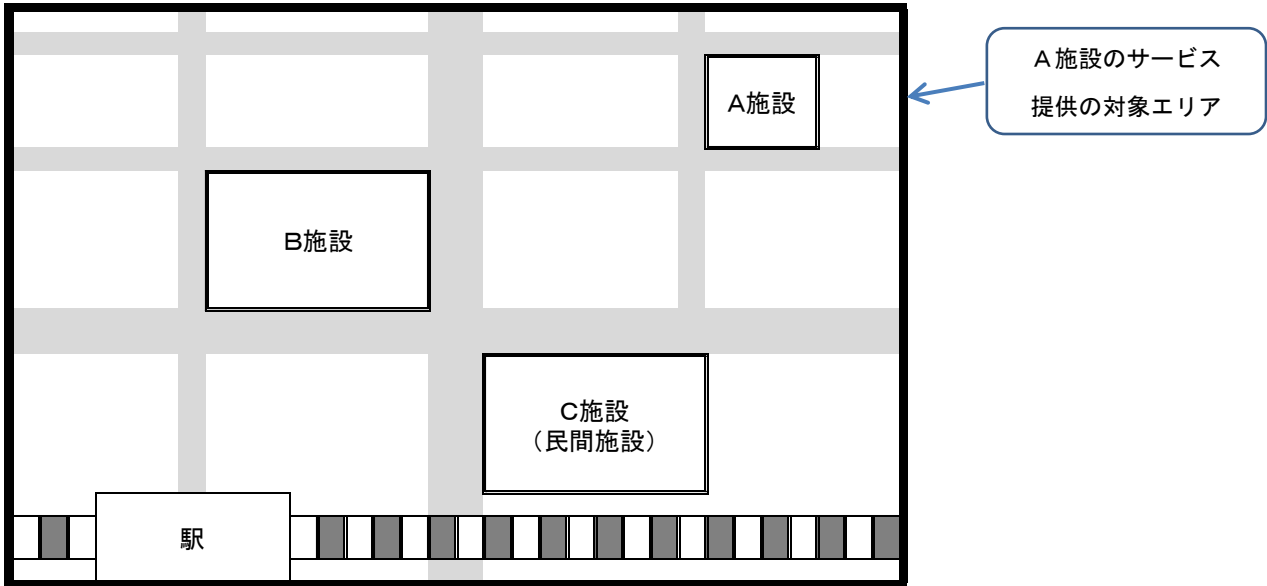
①対象施設の選定

第1期中の対象施設の耐用年限等を踏まえ、再配置検討の対象とする施設を選定します。



②サービス提供の対象エリアを把握

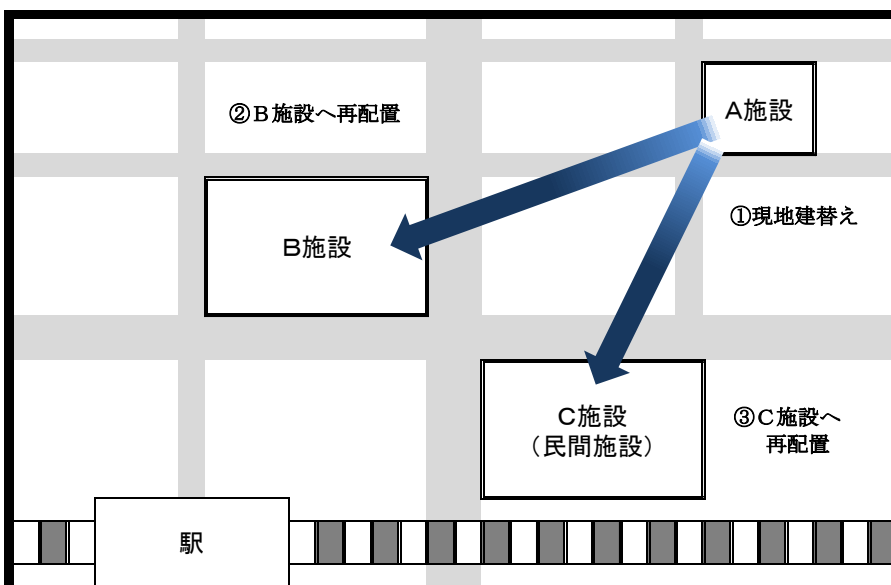
その施設の特性を踏まえ、サービス提供の対象エリアを把握します。
(手順としては、中学校区から検討をはじめます。)



③再配置先の検討

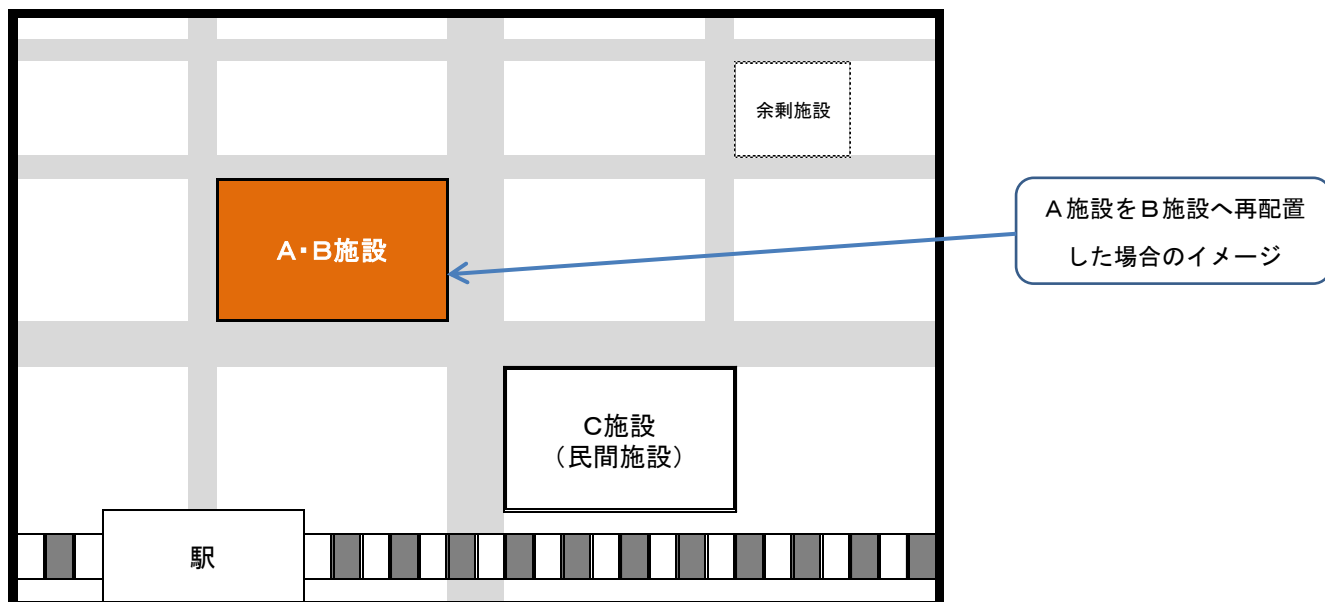
再配置検討対象施設 (A施設) のサービス提供の対象エリア内にある施設 (B、C施設) の立地特性 (交通アクセス、周辺人口の状況など)、利用状況などを踏まえ、再配置先を検討します。

- ① A施設を「現地建替え」
- ② // 「B施設へ再配置 (集約化、複合化等)」
- ③ // 「C施設へ再配置 (民間施設の活用)」



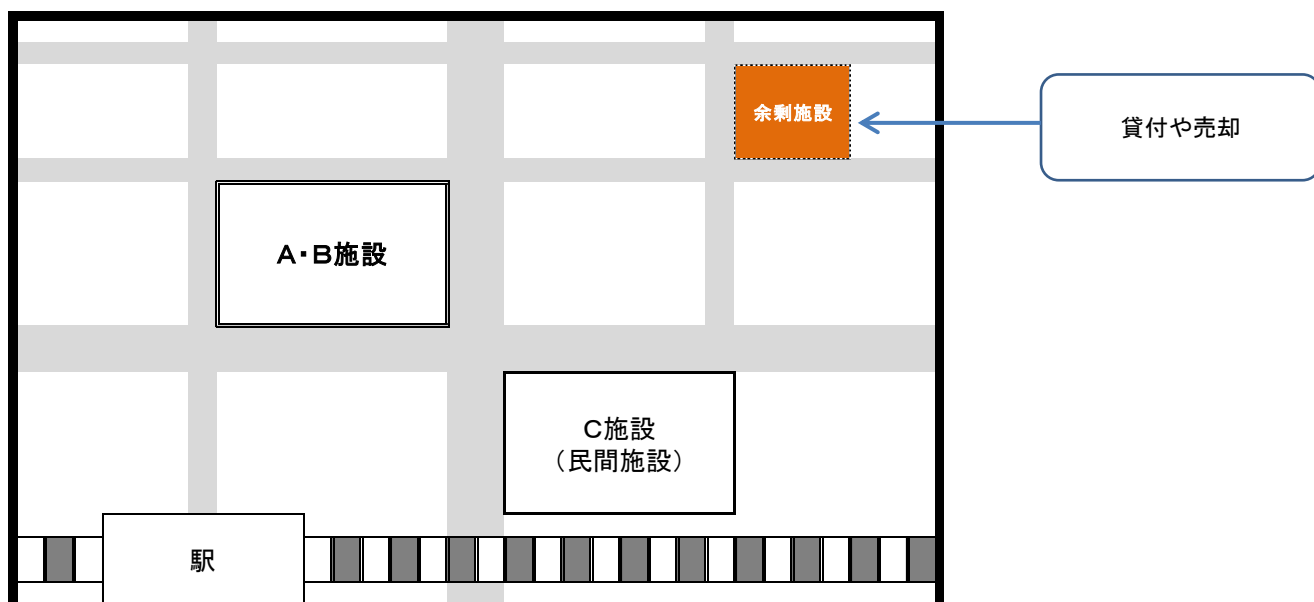
④再配置の実施

施設利用への影響や財政的な効果を把握、比較検討した後、再配置先を決定し、集約化、複合化等を実施します。



⑤余剰となった施設の検討

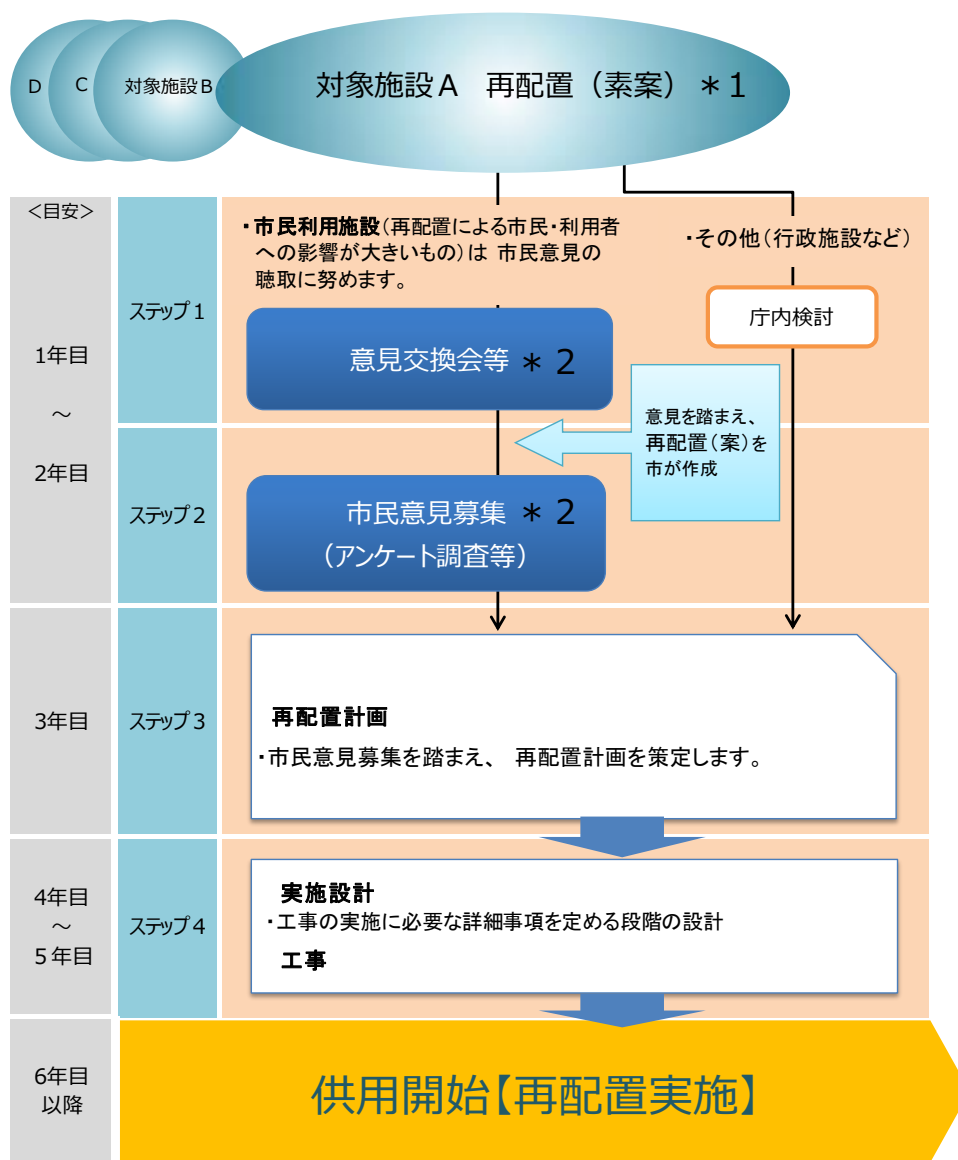
再配置により余剰となった施設について、貸付や売却を検討、実施します。



(3) 利用者への意見聴取

- ・市民利用施設の再配置は、施設利用者や地域への影響が大きいことから、市が作成した「再配置（素案）」について、議会、地元説明を行った後、意見交換会等により市民意見聴取に努めます。その意見聴取結果などを踏まえ、「再配置（案）」を作成し、改めてアンケートなどの市民意見募集を行います。
- ・「再配置（案）」を精査し、施設ごとの再配置計画としてとりまとめます。対象とする施設の状況に応じて、地元説明を行います。

■図表2-3 再配置実施のイメージ



※1 対象施設の耐用年限や再配置先の状況を踏まえ、第1期中に順次、市が作成、公表します。なお、施設のあり方について、別途方針決定を行うものについては、対象外とします。

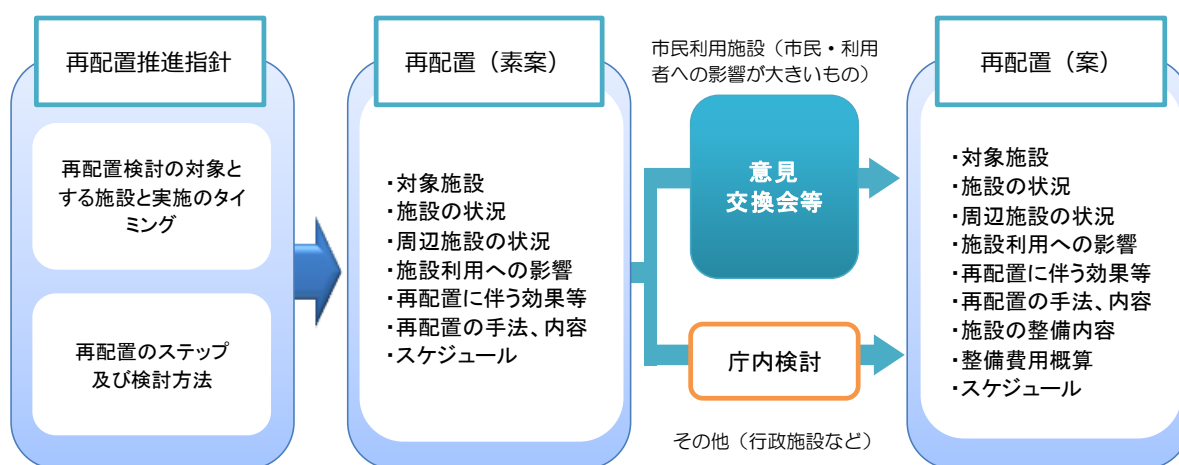
※2 対象施設の内容や利用状況に応じて、意見交換会、ワークショップ、市民意見募集、アンケート調査など、適切な意見聴取に努めます。

※詳細は、巻末資料参照

第3章 今後の検討にあたって

- 本指針は、「公共施設見直し方針」を踏まえ、公共施設の再配置の具体的な検討方法・手続等を示したものです。
- 今後、第1期中に順次、対象施設単位で、個別に「再配置（素案）」を作成し、具体的な再配置を進めます。
- 公共施設の再配置は、市民・利用者への影響が大きいことから、実施にあたっては、市民意見聴取を踏まえ、「再配置（案）」、「再配置計画」を作成していきます。

■図表3-1 再配置推進のステップ（イメージ）



巻末資料

■対象施設一覧（P3（3）対象施設関連）

◆用途別分類表

平成27年4月1日現在

No	大分類	中分類	施設数	小分類
1	学校教育施設		177	
		学校	172	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、看護師養成施設
		その他教育施設	5	給食センター、教育センター、養護教育センター
2	市営住宅		46	
		市営住宅	46	市営住宅
3	公園・スポーツ・レクリエーション施設		44	
		公園・緑地	8	有料公園、有料公園施設（スポーツ施設以外）、交通公園
		スポーツ施設	32	体育館、相撲場、武道館、運動場、スポーツ広場、複合スポーツ施設、野球場、球技場、プール、温水プール、アイススケート場、市民ゴルフ場、その他のスポーツ施設
		レクリエーション施設・保養施設	4	高原千葉村、少年自然の家、昭和の森フォレストビレッジ、ポートタワー
4	環境・ごみ・上下水道施設		1	
		環境・ごみ施設	1	リサイクルプラザ
5	行政施設		82	
		庁舎等	54	庁舎、区役所、市民センター、区役所連絡所、総合保健医療センター、保健福祉センター、児童相談所、環境事業所、公園緑地事務所、土地区画整理事務所、土木事務所
		消防施設	26	消防署、出張所、消防総合センター、救助救急センター
		その他行政施設	2	暮らしのプラザ、動物保護指導センター
6	文化施設		31	
		集会施設	18	コミュニティセンター、勤労市民プラザ、その他の集会施設
		文化施設	7	市民会館、ホール、美術館、市民ギャラリー
		博物館等	4	博物館、科学館、埋蔵文化財調査センター
		文化財等	2	ゆかりの家いなげ、旧生浜町役場庁舎
7	社会教育施設		64	
		図書館	14	図書館、図書館分館
		公民館	48	公民館
		生涯学習センター等	2	生涯学習センター、南部青少年センター
8	医療施設		5	
		医療施設	5	病院、休日救急診療所、院内保育所
9	高齢・障害・社会福祉施設		57	
		高齢福祉施設	45	いきいきセンター、いきいきプラザ、シルバー人材センター、ワークプラザ、地域包括支援センター、その他の高齢福祉施設
		障害福祉施設	8	ハーモニープラザ、桜木園、大宮学園、福祉作業所、療育センター、障害者福祉センター、障害者相談センター
10	児童福祉・子育て支援施設		203	
		保育所	59	保育所、認定こども園
		幼児・児童施設	144	子育て支援館、子育てリラックス館、子ども交流館、子どもルーム、青少年サポートセンター
11	その他		172	
		商工産業施設	4	地方卸売市場、ビジネス支援センター、創業支援施設
		農業林業施設	6	都市農業交流センター、ふるさと農園、農政センター、乳牛育成牧場
		都市・交通施設	154	駐車場、自転車駐車場、自転車保管場
		その他	8	千葉市斎場、平和公園、桜木霊園、公営事業事務所・サイクル会館、その他の市民活動施設等
合 計			882	

※施設数は台帳上の施設数であり資産カラム枚数とは異なります。

※施設数等は、学校適正配置による統廃合の状況や施設の新規整備・休廃止など、直近の状況を反映するため、公共施設見直し方針策定時（H25年4月1日現在）より、時点修正しています。

※自転車駐車場については、通勤・通学の用途から駅周辺に設置されており、直ちに立地を変更することは困難であることから、今後、人口動態や社会経済情勢等の影響により、ニーズが変化した場合には、敷地を有効活用するなど、施設の規模や必要性について検討します。

■耐用年数表（P4（1）再配置検討の対象とする施設関連）

用途	主な施設	構造別耐用年数			
		鉄筋 コンクリート※	鉄骨造	軽量鉄骨造 (プレハブ造)	木造
庁舎・事務所	区役所、保健福祉センターなど	50	38	30	24
病院	病院	39	34	27	22
校舎・園舎	学校、保育所	47	34	27	22
図書館	図書館	50	38	30	24
会館・集会所	コミュニティセンター、ホールなど	47	34	27	22
公民館	公民館	50	38	30	24
住宅	市営住宅	47	34	27	22

※鉄骨鉄筋コンクリートを含む

※国税庁が設定した法定耐用年数を参考に、用途別でまとめたもの

■再配置検討の対象とする施設の一覧（P4（1）再配置検討の対象とする施設関連）

◆用途別分類表

No	大分類	中分類	施設数	小分類
1	学校教育施設		1	
		その他教育施設	1	給食センター
2	公園・スポーツ・レクリエーション施設		10	
		公園・緑地	1	有料公園施設（スポーツ施設以外）
		スポーツ施設	8	体育館、運動場、スポーツ広場、野球場、プール
		レクリエーション施設・保養施設	1	昭和の森フォレストビレッジ
3	行政施設		21	
		庁舎等	18	庁舎、市民センター、区役所連絡所、環境事業所、公園緑地事務所 土地区画整理事務所、土木事務所
		消防施設	3	出張所
4	文化施設		6	
		集会施設	2	コミュニティセンター
		文化施設	2	市民会館、市民ギャラリー
		博物館等	2	博物館
5	社会教育施設		17	
		図書館	5	図書館、図書館分館
		公民館	11	公民館
		生涯学習センター等	1	南部青少年センター
6	医療施設		1	
		医療施設	1	病院
7	高齢・障害・社会福祉施設		5	
		高齢福祉施設	5	いきいきセンター、シルバー人材センター、ワークプラザ
8	児童福祉・子育て支援施設		46	
		保育所	40	保育所
		幼児・児童施設	6	子どもルーム
9	その他		4	
		商工業施設	1	地方卸売市場
		農業林業施設	2	ふるさと農園、乳牛育成牧場
		その他	1	平和公園
合 計			111	

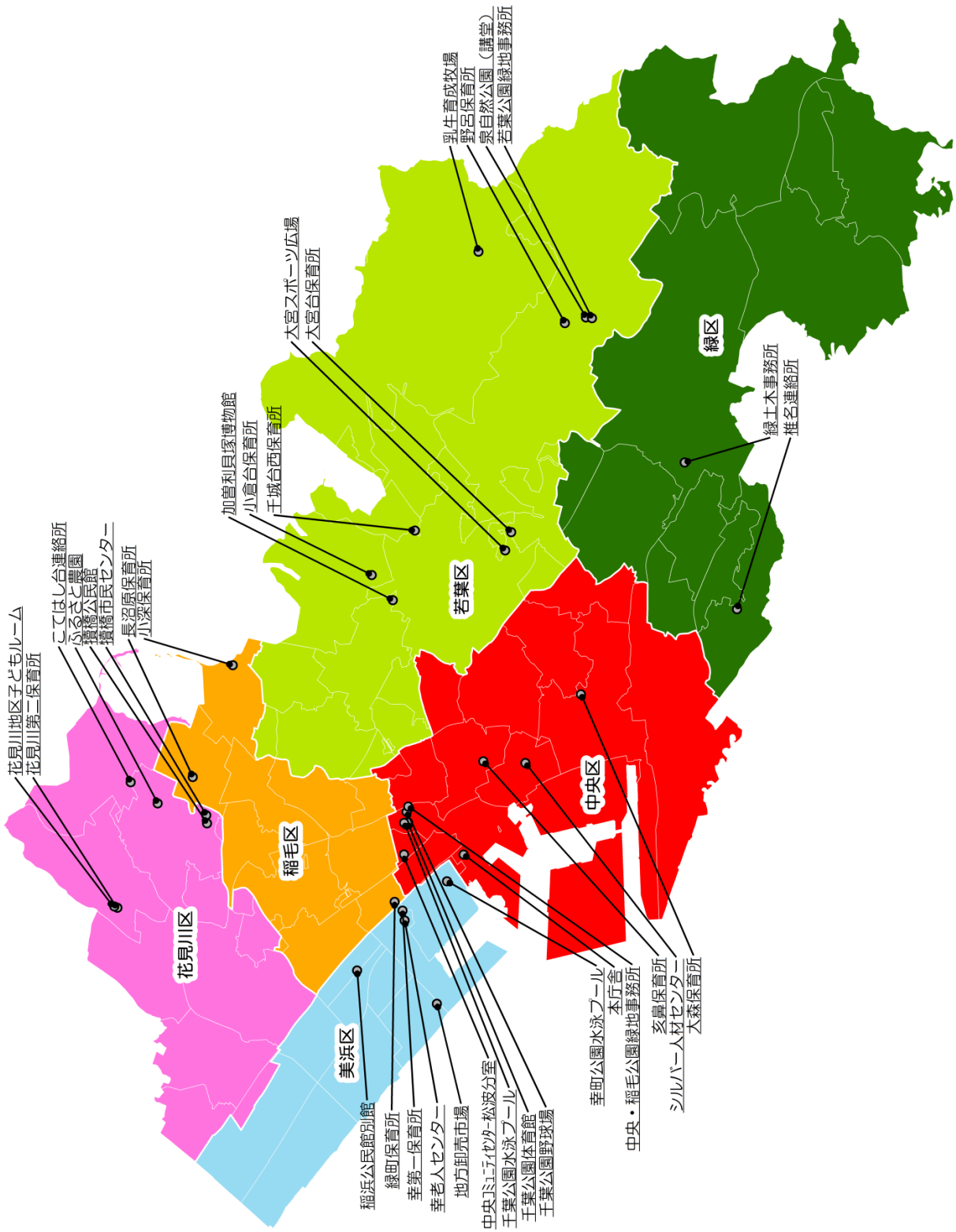
※施設数は台帳上の施設数であり資産カルテ枚数とは異なります。

■すでに耐用年限を超過している施設一覧（P4（1）再配置検討の対象とする施設関連）

No	区	施設名	分類	耐用年数	建築年度	耐用年限	耐用年限 超過年数	延床面積 (㎡)	土地面積
1	中央	シルバー人材センター	高齢福祉施設	50	S38	H25	3	730	1,054
2	中央	亥鼻保育所	保育所	47	S44	H28	0	825	1,562
3	中央	千葉公園体育館	スポーツ施設	34	S47	H18	10	3,756	公園内
4	中央	千葉公園野球場	スポーツ施設	24	S35	S59	32	219	公園内
5	中央	千葉公園水泳プール	スポーツ施設	50	S34	H21	7	705	公園内
6	中央	本庁舎	庁舎等	38	S44	H19	9	23,145	39,670
7	中央	中央・稲毛公園緑地事務所	庁舎等	31	S50	H18	10	261	公園内
8	中央	大森保育所	保育所	22	S43	H2	26	562	2,821
9	中央	中央コミュニティセンター松波分室	集会施設	24	S39	S63	28	361	1,414
10	花見川	犢橋市民センター	庁舎等	38	S53	H28	0	232	927
11	花見川	犢橋公民館	公民館	24	S45	H6	22	427	1,337
12	花見川	ふるさと農園	農業林業施設	15	S63	H15	13	1,829	15,651
13	花見川	花見川区役所こてはし台連絡所	庁舎等	30	S53	H20	8	34	399
14	花見川	花見川第二保育所	保育所	47	S44	H28	0	910	-
15	花見川	花見川地区子どもルーム	幼児・児童施設	34	S47	H18	10	300	-
16	稲毛	長沼原保育所	保育所	22	S44	H3	25	441	1,488
17	稲毛	緑町保育所	保育所	22	S42	H1	27	417	1,244
18	稲毛	小深保育所	保育所	22	S47	H6	22	386	2,202
19	若葉	大宮スポーツ広場	スポーツ施設	22	S58	H17	11	66	7,853
20	若葉	大宮台保育所	保育所	22	S46	H5	23	440	1,717
21	若葉	泉自然公園(講堂)	公園・緑地	38	S44	H19	9	309	-
22	若葉	若葉公園緑地事務所	庁舎等	38	S44	H19	9	204	公園内
23	若葉	野呂保育所	保育所	22	S47	H6	22	468	-
24	若葉	乳牛育成牧場	農業林業施設	25	S42	H4	24	1,904	153,680
25	若葉	千城台西保育所	保育所	22	S45	H4	24	600	4,956
26	若葉	小倉台保育所	保育所	22	S44	H3	25	434	1,215
27	若葉	加曾利貝塚博物館	博物館等	50	S41	H28	0	2,294	-
28	緑	緑区役所椎名連絡所	庁舎等	24	S7	S31	60	166	438
29	緑	緑土木事務所	庁舎等	31	S60	H28	0	874	5,193
30	美浜	幸老人センター	高齢福祉施設	34	S47	H18	10	614	-
31	美浜	幸第一保育所	保育所	47	S44	H28	0	1,165	-
32	美浜	地方卸売市場	商工産業施設	38	S52	H27	1	74,003	190,350
33	美浜	幸町公園水泳プール	スポーツ施設	38	S44	H19	9	117	-
34	美浜	稲浜公民館別館	公民館	50	S38	H25	3	616	2,107

なお、施設のあり方について、すでに検討中であるなど、今後、別途方針決定を行うものについては、本指針の対象外とします。

■耐用年限を超過している施設（位置図）

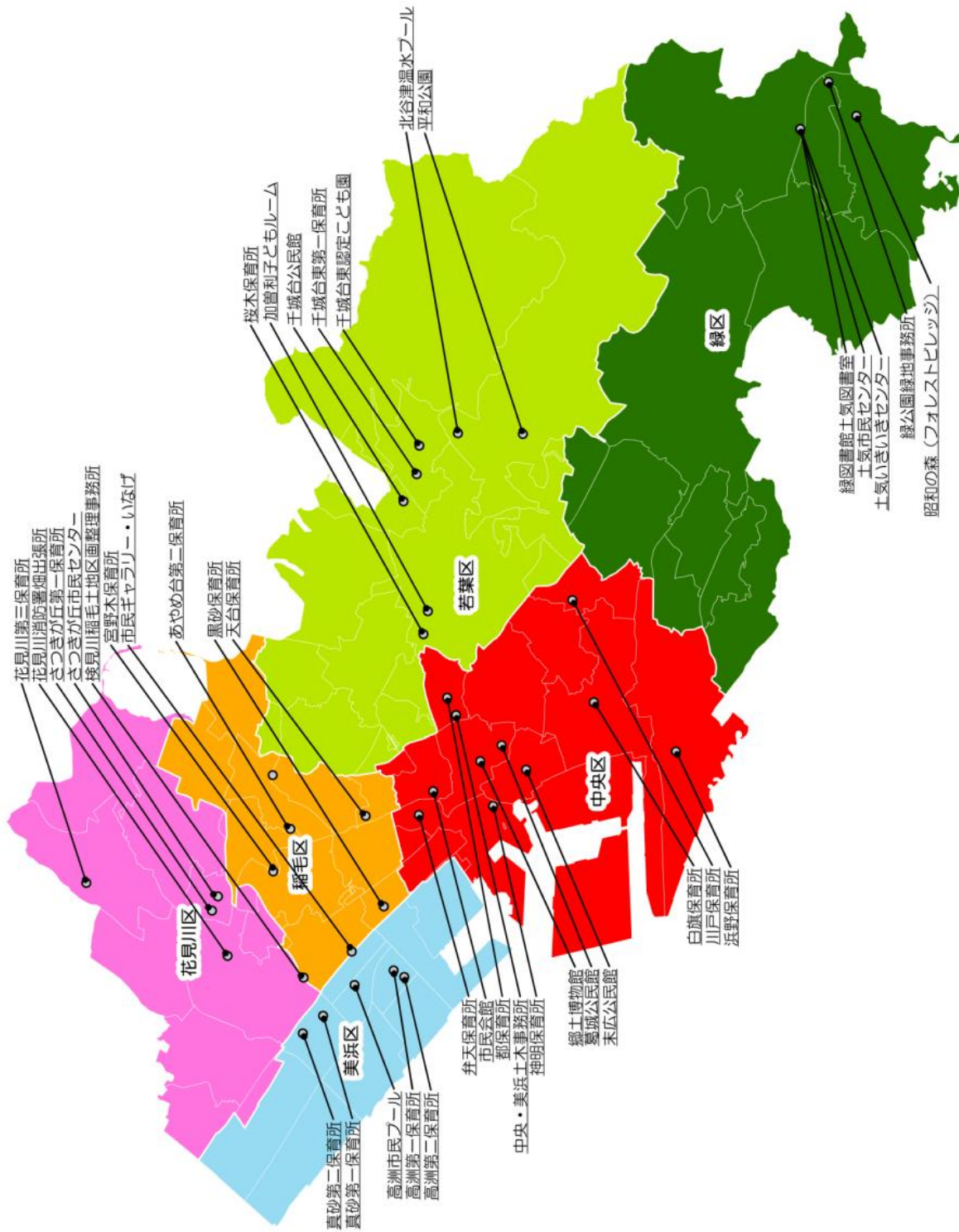


■今後10年間に耐用年限を迎える施設①（P4（1）再配置検討の対象とする施設関連）

No	区	施設名	分類	耐用年数	建築年度	延床面積 (㎡)	土地面積	耐用年限を 迎える年度
1	中央	郷土博物館	博物館等	50	S42	2,416	8,749	H29
2	中央	神明保育所	保育所	47	S46	603	1,610	H30
3	中央	白旗保育所	保育所	47	S46	947	2,170	H30
4	若葉	北谷津温水プール	スポーツ施設	38	S55	1,805	4,703	H30
5	美浜	高洲市民プール	スポーツ施設	47	S46	1,687	10,231	H30
6	中央	弁天保育所	保育所	47	S47	697	2,556	H31
7	花見川	花見川第三保育所	保育所	47	S47	837	-	H31
8	稲毛	あやめ台第二保育所	保育所	47	S47	461	借受	H31
9	稲毛	検見川稲毛土地区画整理事務所	庁舎等	30	H1	331	331	H31
10	稲毛	天台保育所	保育所	47	S47	459	-	H31
11	若葉	千城台東第一保育所	保育所	47	S47	1,029	2,653	H31
12	緑	緑区役所土気市民センター	庁舎等	50	S44	392	3,803	H31
13	緑	緑図書館土気図書室	図書館	50	S44	196	-	H31
14	緑	土気いきいきセンター	高齢福祉施設	50	S44	332	-	H31
15	美浜	高洲第一保育所	保育所	47	S47	965	2,701	H31
16	美浜	高洲第二保育所	保育所	47	S47	604	2,068	H31
17	中央	浜野保育所	保育所	47	S48	719	1,830	H32
18	花見川	さつきが丘第一保育所	保育所	47	S48	844	-	H32
19	稲毛	千葉市民ギャラリー・いなげ	文化施設	50	S45	791	2,705	H32
20	若葉	桜木保育所	保育所	47	S48	657	2,107	H32
21	中央	葛城公民館	公民館	50	S46	416	862	H33
22	花見川	花見川消防署畑出張所	消防施設	50	S46	525	1,000	H33
23	稲毛	園生保育所	保育所	47	S49	749	2,017	H33
24	稲毛	黒砂保育所	保育所	47	S49	752	2,029	H33
25	若葉	加曾利子どもルーム	幼児・児童施設	47	S49	70	136	H33
26	緑	昭和の森(フォレストビレッジ)	レクリエーション施設・保養施設	38	S58	1,465	-	H33
27	緑	緑公園緑地事務所	庁舎等	38	S58	590	公園内	H33
28	美浜	真砂第二保育所	保育所	47	S49	758	2,476	H33
29	美浜	真砂第一保育所	保育所	47	S49	751	2,197	H33
30	中央	末広公民館	公民館	50	S47	410	826	H34
31	中央	千葉市民会館	文化施設	50	S47	5,993	4,515	H34
32	中央	川戸保育所	保育所	47	S50	451	1,651	H34
33	中央	中央・美浜土木事務所	庁舎等	50	S47	1,831	3,892	H34
34	中央	都保育所	保育所	47	S50	601	1,106	H34
35	花見川	さつきが丘市民センター	庁舎等	50	S47	105	902	H34
36	稲毛	宮野木保育所	保育所	47	S50	1,050	2,124	H34
37	若葉	平和公園	その他	50	S47	706	375,497	H34
38	若葉	千城台公民館	公民館	50	S47	1,034	1,200	H34
39	若葉	千城台東認定こども園	保育所	47	S50	769	1,813	H34

なお、施設のあり方について、すでに検討中であるなど、今後、別途方針決定を行うものについては、本指針の対象外とします。

■今後10年間に耐用年限を迎える施設①（位置図）

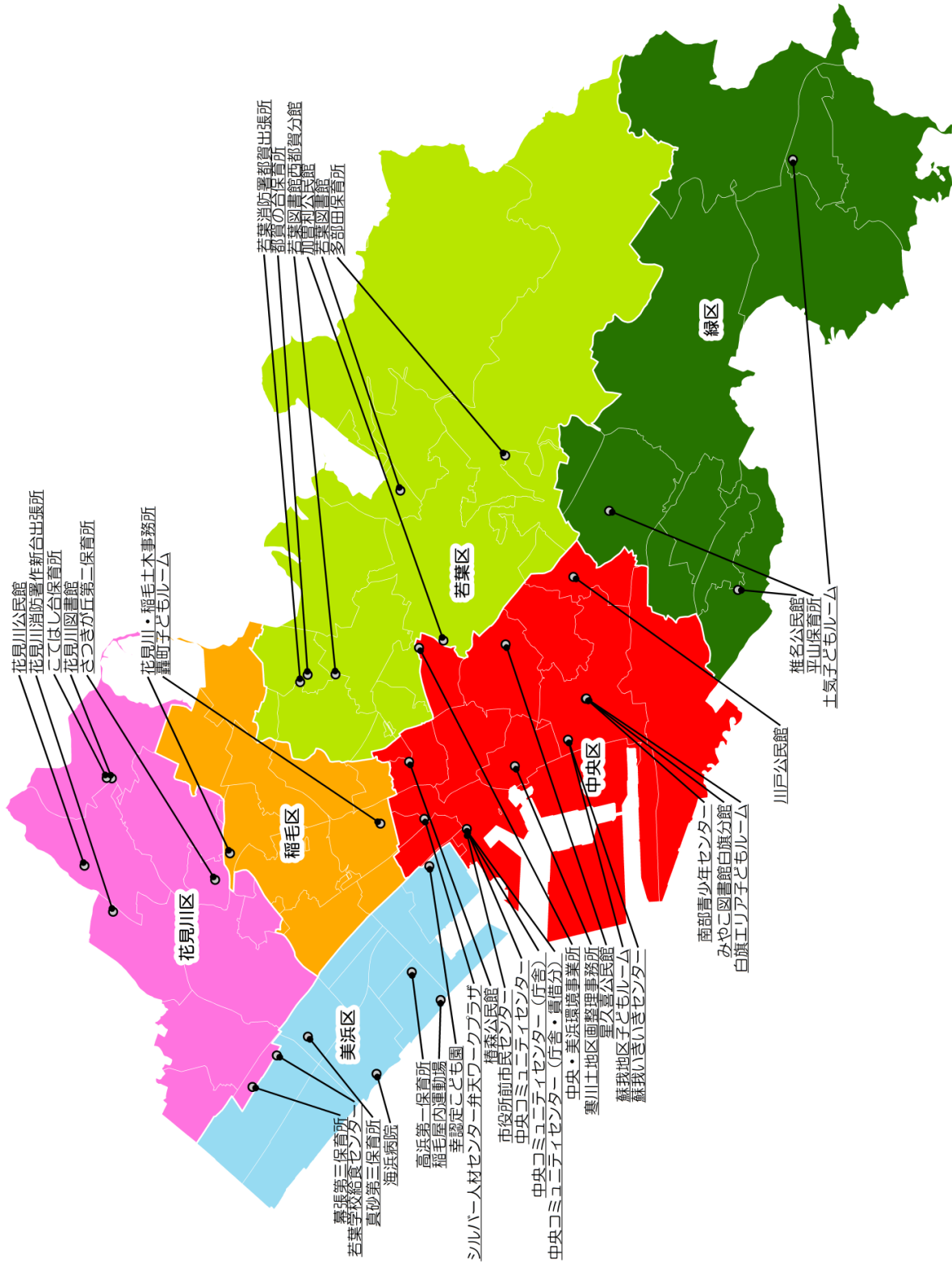


■今後10年間に、耐用年限を迎える施設②（P4（1）再配置検討の対象とする施設関連）

No	区	施設名	分類	耐用年数	建築年度	延床面積 (㎡)	土地面積	耐用年限を 迎える年度
40	緑	土気子どもルーム	幼児・児童施設	22	H12	106	356	H34
41	美浜	若葉学校給食センター	その他教育施設	41	S56	2,360	7,022	H34
42	美浜	高浜第一保育所	保育所	47	S50	744	2,719	H34
43	美浜	真砂第三保育所	保育所	47	S50	761	2,296	H34
44	中央	寒川土地区画整理事務所	庁舎等	30	H5	320	2,017	H35
45	中央	椿森公民館	公民館	50	S48	404	743	H35
46	中央	みやこ図書館白旗分館	図書館	50	S48	548	-	H35
47	中央	南部青少年センター	生涯学習センター等	50	S48	2,954	2,973	H35
48	中央	白旗エリア子どもルーム	幼児・児童施設	50	S48	106	-	H35
49	中央	川戸公民館	公民館	50	S48	404	898	H35
50	中央	平山保育所	保育所	47	S51	673	1,781	H35
51	中央	中央・美浜環境事業所	庁舎等	50	S48	1,515	5,646	H35
52	花見川	花見川消防署作新台出張所	消防施設	50	S48	348	1,000	H35
53	美浜	幸認定こども園	保育所	47	S51	713	1,653	H35
54	美浜	市立海浜病院	医療施設	39	S59	20,711	-	H35
55	中央	市役所前市民センター	庁舎等	50	S49	325	-	H36
56	中央	中央コミュニティセンター(庁舎)	庁舎等	50	S49	9,467	-	H36
57	中央	中央コミュニティセンター(庁舎・賃借分)	庁舎等	50	S49	9,285	-	H36
58	中央	中央コミュニティセンター	集会施設	50	S49	7,475	-	H36
59	花見川	花見川図書館	図書館	47	S52	1,200	1,655	H36
60	花見川	花見川公民館	公民館	50	S49	604	1,300	H36
61	若葉	若葉図書館	図書館	50	S49	1,147	1,200	H36
62	若葉	都賀の台保育所	保育所	47	S52	595	2,350	H36
63	緑	椎名公民館	公民館	50	S49	420	2,305	H36
64	中央	シルバー人材センター弁天ワークプラザ	高齢福祉施設	38	S62	465	781	H37
65	花見川	幕張第三保育所	保育所	47	S53	811	3,207	H37
66	稲毛	花見川・稲毛土木事務所	庁舎等	38	S62	1,080	4,353	H37
67	若葉	加曾利公民館	公民館	50	S50	405	1,910	H37
68	若葉	若葉消防署都賀出張所	消防施設	50	S50	379	1,021	H37
69	中央	蘇我いきいきセンター	高齢福祉施設	47	S54	183	-	H38
70	中央	蘇我地区子どもルーム	幼児・児童施設	47	S54	501	911	H38
71	中央	星久喜公民館	公民館	50	S51	405	1,000	H38
72	花見川	こてはし台保育所	保育所	47	S54	920	5,398	H38
73	花見川	さつきが丘第二保育所	保育所	47	S54	599	1,625	H38
74	稲毛	轟町子どもルーム	幼児・児童施設	47	S54	106	547	H38
75	若葉	多部田保育所	保育所	47	S54	619	2,154	H38
76	若葉	若葉図書館西都賀分館	図書館	47	S54	762	1,010	H38
77	美浜	稲毛屋内運動場	スポーツ施設	34	H4	4,301	-	H38

なお、施設のあり方について、すでに検討中であるなど、今後、別途方針決定を行うものについては、本指針の対象外とします。

■今後10年間に耐用年限を迎える施設②（位置図）



■主な合意形成の手法（P 13（3）利用者への意見聴取関連）

- 対象施設の内容や利用状況に応じて、意見交換会、説明会、ワークショップ、市民意見募集、アンケート調査など、適切な意見聴取に努めます。
- 必要に応じて、主な合意形成の手法を組み合わせるなど、適切な合意形成に努めます。

	手法	概要・目的
①	意見交換会	市民と職員、あるいは市民同士が市の施策について意見を交換する手続。 また、施策に対する市民の理解を得るために行う説明会の中で、意見の聴取や意見の交換を行うものも含む。
②	市民ワークショップ	市民と職員、あるいは市民同士が、議論や作業を重ねながら意見をまとめていく会合。
③	市民意見募集	市の施策に対する市民の意見を募集する手続。 ※パブリックコメント手続を除いたもの
④	アンケート調査	市の施策に対する市民の意向を把握するために行う調査。 「意見募集」のように自由に意見を述べるものではなく、あらかじめ設定された質問に答える形式で行うもの。

千葉市公共施設再配置推進指針

第1期（案）

平成29年 月

編集・発行

千葉市財政局資産経営部資産経営課

〒260-8722千葉市中央区千葉港1-1

電話番号043-245-5283

F A X 043-245-5654

メールアドレス shisankeiei.FIA@city.chiba.lg.jp